

協議項目第 2 1 - 号

各種事務事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて提出する。

平成 1 5 年 7 月 2 2 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて
1．広報紙については、合併時に統合し、毎月 1 日発行とする。配布方法については、当面現行のとおりとする。
2．ホームページについては、合併時に統合し、引き続き情報の提供に努めるものとする。
3．防災行政無線については、当面現行のとおりとする。
4．広聴関係業務については、合併時に調整し、引き続き情報の収集に努めるものとする。

平成 1 5 年 7 月 2 2 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	広報広聴関係事業
調整方針	1. 広報紙については、合併時に統合し、毎月1日発行とする。配布方法については、当面現行のとおりとする。 2. ホームページについては、合併時に統合し、引き続き情報の提供に努めるものとする。 3. 防災行政無線については、当面現行のとおりとする。 4. 広聴関係業務については、合併時に調整し、引き続き情報の収集に努めるものとする。		

区分	現 況				調整内容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
広報誌	名称 広報ゆげ 規格 A4版、2色刷り(1月除く) P10～16(増減あり) 発行部数 2,500部 発行月 毎月1回 発行日 毎月1日 配布方法 町内 部落委員(59地区)が全戸配布 町外 郵送 配布部数 町内 1,688部 町外 508部 単価 132円/1部	名称 いきな広報 規格 A4版、2色刷り P10(増減あり) (1月号のみ表紙・裏表紙カラー) 発行部数 1,600部 発行月 毎月1回 発行日 毎月1日 配布方法 村内 広報委員(28地区)が全戸配布 村外 郵送 配布部数 村内 960部 村外 490部 単価 70円/1部	名称 広報いわぎ 規格 A4版、2色刷り P12(増減あり) (年2回4色刷り) 発行部数 2,150部 発行月 毎月1回 発行日 毎月1日 配布方法 村内 区長(15区)が全戸配布 村外 郵送 配布部数 村内 1,100部 村外 1,000部 単価 85円/1部(2色)、126円/1部(4色)	名称 広報うおしま 規格 A4版、2色刷り P12(増減あり) (表紙・裏表紙カラー) 発行部数 650部 発行月 奇数月 発行日 15日又は20日 配布方法 村内 自治会長(10地区)が全戸配布 村外 郵送 配布部数 村内 175部 村外 400部 単価 250円/1部	合併時に一元化し、毎月1日に発行する。配布方法については、当面現行のとおりとする。 なお、規格等については、合併までに調整する。
ホームページ	アドレス <a href="http://www.town.yuge.ehime.jp/">http://www.town.yuge.ehime.jp/</a> メインメニュー 弓削町のあらし 暮らしの百科事典 公共施設ガイド まちづくり通信 遊休学のすすめ 交通アクセス情報 イベント情報 広報ゆげ リンク集	アドレス <a href="http://www.dokidoki.ne.jp/home2/ikina/">http://www.dokidoki.ne.jp/home2/ikina/</a> メインメニュー 村長挨拶 生名村のむらづくり いきなスボレク公園の紹介 サウンド波間田キャンプ場の紹介 生名村を散歩	アドレス <a href="http://www.vill.iwagi.ehime.jp/">http://www.vill.iwagi.ehime.jp/</a> メインメニュー いわぎ新着情報 きゃも～ん!いわぎむら 公共施設ガイド 緊急ホットライン 青いレモンのらくがきちょう ご意見・ご感想 広報いわぎ リンク集 暮らしの便利百科 いわぎデータバンク	アドレス <a href="http://www.vill.uoshima.ehime.jp/">http://www.vill.uoshima.ehime.jp/</a> メインメニュー 新着情報 交通・宿泊 お祭りだ1・お祭りだ2 ザ・スペシャル 広報うおしま みんなの広場 魚島村CATV 村民大募集 IT講習会 村勢概要 観光ガイド 魚島の料理 テレビの魚島 釣り船ガイド 村の情報化施策 リンクページ	合併時に一元化し、引き続き情報の提供に努める。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	広報広聴関係事業
調整方針			

区分	現 況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
			アドレス <a href="http://www.islands.ne.jp/iwagi/">http://www.islands.ne.jp/iwagi/</a> メインメニュー あたらしいもん 見てみや これがいわぎやがね ちょっと知っとる？ いわぎの名人&博士 いわぎの有名人 釣れるんじやがね レモン日記 レモン博物館 あんたも仲間にならんで 岩城応援団！ こんなんやるよ レモン農家 うまいもん市場 働いとるよ 民話と伝説の島 こうやってくるんよ 鳥を見てみんで いわぎ百景 岩城太郎が行く！ リンクしとるんよ なんでも言うてよ これあげるっ！		
防災行政無線	放送内容 一般行政情報、緊急放送(風水害・火災・地震)、船会社・住民等からの要請放送その他外郭団体等の要請で町長必要と認めたもの 放送時間 定時なし 時報 定時3回 7:00、12:00、18:00	放送内容 一般行政情報、緊急放送(風水害・火災・地震)、その他外郭団体等の依頼で総務企画課長が必要と認めたもの 放送時間 定時2回 7:30、18:30 時報 定時5回 6:00、12:00、17:00、18:00、22:00	放送内容 一般行政情報、緊急放送(風水害・火災・地震)、住民からの要請放送その他外郭団体等の要請で村長が必要と認めたもの 放送時間 定時3回 6:30、12:15、19:30 時報 定時4回 8:00、12:00、17:00、22:00	放送内容 一般行政情報、緊急放送(風水害・火災・地震)、村長からの要請放送その他外郭団体等の依頼で村長が必要と認めたもの 放送時間 定時なし 時報 定時2回 12:00、17:00(冬期)、18:00(夏期)	当面現行のとおりとする。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	広報広聴関係事業
調整方針	資 料		

先 進 事 例	
<p>篠山市 &lt;H11.4.1合併&gt; 〔兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町〕</p> <p>(1) 広報の発行回数は、丹南町の例により、発行日については、篠山町の例によるものとし、配布方法は合併時に調整するものとする。                  (2) 防災行政無線等の情報通信については、現行のとおりとする。                  (3) 相談業務については、新市において、現行の相談業務が実施できるよう調整する。</p> <p>さいたま市 &lt;H13.5.1合併&gt; 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕</p> <p>広報広聴事業については、以下のとおりとする。                  ア 広報紙等の広報事業については、合併時に統合し、引き続き情報の提供に努めるものとする。                  イ 市民提案制度等の広聴事業については、合併後速やかに充実を図るものとする。</p> <p>あさぎり町 &lt;H15.4.1合併&gt; 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕</p> <p>・広報関係については、次のとおり取扱うものとする。                  (1) 広報誌については、月1回発行する。また、町外の配布先については、従来の情報提供が低下しないよう、新町において調整する。                  (2) 県外等における広報活動については、特産物と併せ新町のイメージアップが図られるよう、新町において新たな施策を展開することとする。                  (3) 県外在住者の既存の組織に対しては、新町においても引き続き支援することとし、新たなふるさと会等の組織結成については、新町において積極的に協力をする。                  ・広聴関係の行政座談会については、年1回開催する。また、住民の行政に対する意見・要望等の広聴手段は、新町において十分配慮する。</p> <p>高吾北地域合併協議会 &lt;H16.3.31合併予定&gt; 〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕</p> <p>1 広報紙は、新しいまちにおいても発行するものとし、町村出身者への配布については合併後調整する。                  2 地区懇談会・行政相談については、新しいまちにおいて調整して実施する。                  3 防災行政無線・オフトーク通信による放送については、新しいまちにおいても当面現行どおりとする。</p> <p>東宇和・三瓶町合併協議会 &lt;西予市；H16.3.31までに合併予定&gt; 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕</p> <p>1 広報紙については毎月20日に発行し、配布方法については、合併時に調整する。                  2 ホームページは合併時に統合し、引き続き情報の提供に努めるものとする。                  3 防災行政無線については合併時に調整し、引き続き情報の提供に努めるものとする。                  4 相談業務については、合併時に現行の相談業務が実施できるよう調整する。</p>	<p>重信町川内町合併協議会 &lt;H16.3.31までに合併予定&gt; 〔愛媛県 温泉郡 重信町、川内町〕</p> <p>(1) 広報事業                  新市においても、広報紙を発行することとし、発行日は毎月1日、発行回数は年12回とする。                  広報モニター制度、点字広報、声の広報については、新市においても継続する。                  新市において、より内容を充実させ、新たなホームページを開設する。                  新市においても、暮らしの便利帳を作成し、全戸配布を行う。                  新市における「市勢要覧」を新首長の選挙後に発行し、その後は2年に1回発行する。</p> <p>(2) 広聴事業                  新市のホームページにおいて、「市長への提言箱（仮称）」等を設置し、市民の意見・提言を募集する。                  新市において、首長の意向を伺いながら「市政懇談会」導入に向けた検討を行う。                  各種相談制度についても、実施内容を充実させるとともに、利用者の利便性を考慮した上で実施する。</p> <p>南宇和合併協議会 &lt;愛南町；H16.10.1合併予定&gt; 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕</p> <p>広報関係については、広報誌は合併時に統合し毎月1回発行を原則とし、引き続き情報の提供に努めるものとする。その他については、新町において調整する。                  相談事業については、新町において現行の相談事業が実施できるよう調整する。                  その他の広聴関係については、合併後に調整する。</p> <p>内子町・五十崎町合併協議会 &lt;内子町；H16.10.1までに合併予定&gt; 〔愛媛県 喜多郡 内子町、五十崎町〕</p> <p>1 広報紙については内子町の例により毎月2回発行し、配布方法については、合併時に調整する。                  2 ホームページは合併時に統合し、引き続き情報の提供に努めるものとする。                  3 防災行政無線（活用方法等）については合併時に調整し、引き続き情報の提供に努めるものとする。                  4 広聴関係業務については合併時に調整し、引き続き情報の収集に努めるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>留意事項</p> <p>合併後の行政に住民の声をより反映させるシステムを充実し、住民の新しいまちづくりについての意見や生活に対する不安・懸念等に十分対応できる体制を整えることが重要である。</p> <p style="text-align: right;">《総務省「合併協議会の運営の手引」より》</p> </div>